覚　書

京都府（以下「甲」という）と京都市（以下「乙」という）（決定後入力）（以下「丙」という）は甲丙が締結する「（決定後入力）」及び乙丙が締結する「（決定後入力）」に関し，以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（本書の目的）

1. 本書は，甲丙が締結する「（決定後入力）」及び乙丙が締結する「（決定後入力）」に基づき丙が派遣した派遣労働者に係る（以下「本派遣料」という。）の支払に関し，甲乙の負担割合を明確にすることを目的とする。

（負担割合）

1. 本派遣料に係る甲乙間の負担割合は，甲が４３．２％，乙が５６．８％とする。

（本派遣料の請求等）

1. 丙は本派遣料のうち４３．２％を甲に，５６．８％を乙に請求するものとする。

２　甲及び乙は，前項の請求があった範囲に限り，支払について責任を負うものとする。

（原契約）

1. 本覚書に定めのない事項について，引き続き原契約の各条項が適用されるものと

する。

以上を合意した証として，本書面を３通作成し，甲乙丙署名捺印の上，各々１通所持する。

令和3年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　知　事　　　　西　　脇　　隆　　俊　印

　　　　　　　　　　　　　乙　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

　　　　　　　　　　　　　　　京都市

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　京都市長　　　門　　川　　大　　作　印

　　　　　　　　　　　　 　丙

　印